

地方税財源の充実確保に関する意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

1 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- (2) 地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 市町村合併にかかわる合併算定替の特例期間の終了を踏まえ、地域の実情を的確に反映した算定となるよう新たな対応策を講じること。
- (4) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- (5) 依然として厳しい地域経済を活性化させ、雇用の創出・安定を図る必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(6) 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策方針により一方的に決定することなく、国と地方の協議の場において十分な協議をした上で決定すること。

2 地方税源の充実確保等について

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を5対5とすること。

(2) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている機械及び装置に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(3) 自動車重量税及び自動車取得税は、代がえ財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め、現行制度を堅持すること。

(4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(5) 地球温暖化対策において、地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
総務大臣	新藤義孝	様
財務大臣	麻生太郎	様
経済財政政策担当大臣	甘利明	様
衆議院議長	伊吹文明	様
参議院議長	山崎正昭	様